

第2章 近世から近代に到る竹島（鬱陵島）認識について

はじめに

池内 敏

それが誤解に発するものであったとしても、いったん確保した権益を放棄するのは容易ではない。とりわけ権益の直接的享受にあずかる最先端の現場では尚更であろう。その権益の確保が実は不当なものだと示唆されたとしても、みずからの狭い経験的知識に依拠するかぎりは納得しかねる場合がある。またそうした誤解は、不作為ではなく作為の場合すらありうる。そうした不当に得た権益の不当性が如何に認識されるか否かは、当該期、当該社会における倫理観や価値観の社会的水準によって左右されるだろう。本章では、十七世紀から十九世紀末に至る時期における、竹島（鬱陵島）および周辺海域における権益をめぐる認識の変遷過程について検討してみたい。なお、竹島（鬱陵島）は、こんにち日韓間で未解決の問題が残されている竹島（独島）のことではない。これまで、竹島（鬱陵島）をめぐる諸問題は竹島（独島）領有問題と絡めて論じられる傾向にあり、たしかに両者は無関係ではない。そのため前近代史の史実解釈が現在の政治問題に従属させられて歪曲される傾向が、日本・韓国を問わず、少なからず存在する。そこで本章では、そうした悪弊を排するためにも、竹島（鬱陵島）にのみ焦点を絞って叙述する

こととしたい。

一 十七世紀における竹島（鬱陵島）認識

1 寛永二年「竹島渡海免許」⁽¹⁾

竹島（鬱陵島）は、朝鮮人參・大竹などの珍品や良材を産し、周辺海域からは鮑・海驢（海鹿）などが得られた。十五世紀以後、朝鮮王朝は鬱陵島の空島化政策をとって朝鮮人の居住・渡航を禁止したから、この島は、元禄五年（一六九二）に朝鮮人と日本人が衝突する（元禄竹島一件の発端、後述）までは無人島の如き様態を呈した。そうしたなか、伯耆人弥七が「いそたき人參」を持参して奈良興福寺多聞院英俊のもとを訪れたとする記事（『多聞院日記』天正二十年（一五九二）五月十九日条）から、十六世紀末には磯竹島（鬱陵島）が薬材としての人參の産地として知られていたという。元和四年（一六一八）七月、出雲三尾関の住人馬多三伊（又左衛門か）ら七名が鬱陵島出漁中に漂流して朝鮮に至り、同六年には密かに竹島渡海を行っていた対馬人弥左衛門・仁右衛門（または鷺坂弥左衛門父子ともいう）が捕らえられて処罰された。こうした事例からすれば、寛永二年（一六二五）に「竹島渡海免許」が鳥取藩領米子の町人大谷甚吉・村川市兵衛両名に発給される前から意識的な竹島渡海を行う者が存在した。

大谷・村川両家が竹島渡海を行う際には、米子から出雲雲津（三尾関）を経由して隠岐島後福浦へ渡り竹島へ向かったという。寛文六年（一六六六）朝鮮に漂着した大谷船の場合、乗員二二名の生国の内訳は伯耆一三名・隠岐九名であった（『竹島考』「大谷之船漂到朝鮮国」。万治三丁延宝九年（一六六〇）～八一）のころには、材木伐採を目的に大谷・村川以外の「他所の者」が竹島に入り込み、「脇より訴訟人達の六ヶ敷事出来」ともいうし、鳥取城下の初期商人石井宗悦も竹島渡海に関心を示していた。

これらからすれば、因幡から対馬に到る山陰地方沿岸部の人々には竹島渡海とその利益に与る可能性があり、藩領を越える広範な各地に潜在的に競合する勢力があったから、大谷・村川は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ求めた。それが寛永二年（一六二五）の「竹島渡海免許」であった。競合する勢力を排除したり配下に収めたりしながら、大谷・村川は竹島渡海の利権を排他的に確保していった。

ところで、延宝九年（一六八一）五月、三代目大谷九右衛門勝信は幕府巡見使に対し、「大猷院殿御代、五十年前、阿部四郎五郎様の御とりもちをもつて竹島拝領つかまつる」と述べた。これは、寛永二年（一六二五）に発給された「竹島渡海免許」によって竹島を拝領したものと認識していたことを意味する。元禄五年（一六九二）に竹島（鬱陵島）ではじめて朝鮮人漁民と遭遇した村川市兵衛船の船頭は、朝鮮人に対し、竹島（鬱陵島）は「公方様より拝領つかまつり、毎年渡海いたし候嶋にて候」と述べてもいる。「竹島渡海免許」は、「先に伯耆国米子より竹嶋へ舟で渡ったことを踏まえて、今度また渡海したいという米子町人村川市兵衛・大屋甚吉からの申し出を將軍の耳に入れたところ、よろしいとの仰せであった。そこで、渡海のことを仰せつけることとなった」というものである。そこには、大谷・村川両家が「拝領」と述べるような事実を裏付ける文言は何一つない。また、竹島（鬱陵島）への渡海は二～三月に行われ、七月ころまでそこに滞留しながら漁が行われ、終われば鳥取藩領に戻った。したがって、誰も竹島（鬱陵島）に定住したりしなかった。大谷・村川両家にとっては、競合者を排除するために得た「渡海免

許」であり、寛永二年以後は、大谷・村川船に雇われない限りは竹島(鬱陵島)への渡海は困難であった。「拜領」したと称することで排他的な権益が享受できたに過ぎず、客観的にみたとときに竹島(鬱陵島)が日本領であったとは言いが得ない。また大谷・村川家もまた自身の言葉として「日本領」であると述べたこともなく、そう主張する利点もなかった。

延宝九年(二六八一)七月以後には、「竹島渡海免許」が元和四年(二六一八)に発給されたとする「由緒」の創作がなされる。わずか七年だけのことではあるが、大谷・村川両家は、実際の発給年を遡らせることで「拜領」の由緒を強調した。⁽²⁾

一方、元禄竹島一件(後述)に際しての幕閣の発言等からすれば、寛永二年当時の幕府に、竹島(鬱陵島)を大谷・村川両家に「下賜」したとするに足るだけの実態や認識を求めるのは困難である。幕府レベルでも、この時期、竹島(鬱陵島)を「日本領」と認識していたとはいえない。

2 松江藩領(出雲・隠岐)からみた竹島(鬱陵島)

寛文七年(一六六七)、出雲藩士斎藤豊仙が隠岐を巡回して得た見聞を記録し、藩に提出した「隠州視聴合紀」(続々群書類従)第九所収)には、竹島(鬱陵島)に関わる記述が三ヶ所見える。

隠地郡南方村の沖に浮かぶ孤島には弁財天女が祀られているが、「磯竹島に渡る者、ここにおいて泊して晴を量り風を占う、またその帰帆のつづがなきことを祈る」(巻三・隠地郡・南方村)。また、「元和四年春三月、また伯耆国の大賈村川民、官より朱印を賜いて大船を磯竹島に致し、大風に遇いて高句麗に落つ」という。大海を漂うこととなった船人たちが焼火山を念じたところ、漁り火に導かれて入江に着岸

できたから、船人たちは帰郷ののち焼火山への信仰がますます厚くなった(巻四・知夫郡焼火山縁起)。記述の主題は隠岐の地誌であったが、書かれた内容の出所は、伯耆米子から隠岐へ渡り、そこから竹島(鬱陵島)を目指して渡海した大谷・村川両家の実際の活動であった。そして、隠岐島から北西方向に二日一夜行くと松島(こんにちの竹島(独島))があり、そこからさらに一日ほどで竹島(鬱陵島)に至ると記される。「竹島」に付された割注で、竹島(鬱陵島)は磯竹島とも呼ばれ、ここでは「竹・魚・海鹿」が多く得られるとも記す。そのうえで、竹島(鬱陵島)と朝鮮半島の位置関係は、出雲と隠岐との位置関係と同様と述べ、だから日本の西北の限界は隠岐なのだ、と結論づけた(巻一・国代記)(池内 敏 二〇〇五)。⁽¹⁾したがって、竹島(鬱陵島)は日本の版図外と考えられていた。

竹島渡海禁令が出される直前の元禄九年(一六九六)正月二十六日、幕府の問い合わせに対する返答で、松江藩主松平出羽守綱近は、隠岐・出雲の者は竹島(鬱陵島)渡海に積極的な関わりをもたないことを述べる(次に示す史料の第一条、第四条、第五条)。

(第一条) 出雲・隠岐の者が自分働きとして磯竹へ渡海するということは聞いておりません。ただし、隠岐の近年の様子はよく存じません。

(第二条) 伯耆米子町人村川市兵衛・大屋九右衛門は、出雲雲津浦より直に磯竹島へ行くわけではなく、

(第三条) 隠岐国へ行き、そこから磯竹島へ渡海すると聞いています。

(第四条) 竹島のことを出雲では磯竹島と呼んでいます。

(第五条) 出雲・隠岐より磯竹島への海路は難所にあたりますので、出雲・隠岐の者は、米子の者と一緒の船に乗って行くことを望んでおりませんが、市兵衛・九右衛門が船子を毎年雇用するので、

それに雇われて渡海することはあります。

(第五條)

一 以上のような事情ですから、松江藩として磯竹島へ渡海させることはありません。ただし、隠岐は近年御代官所支配となりましたので詳しくは存じません。

(第六條)

一 細かな点についてのお尋ねがあれば、国元へ伝え吟味させます。

(国立公文書館内閣文庫「磯竹島覚書」)

ところで、宝永六年(一七〇九)に殺人を犯して隠岐に流罪となった医師尾関意仙が、配流先の事情を記して元文元年(一七三六)に伊勢神戸の医師のもとに寄せた記録(西尾市岩瀬文庫「隠岐国風土記」)にも竹島(鬱陵島)に関わる記事がある。その多くは「隠州視聴合紀」国代記の記述を引き継ぐものだが、なかにはいくつか異なる記述も見られる。たとえば、「春夏秋の間、朝鮮人が来て鮑・海鹿類の漁をする。寛文中に隠州から出かけて竹島(鬱陵島)に船を着け、桐・梅檀・竹芳の類を取り帰った者がいたというが、近年はそうしたことがない」などは、十七世紀中葉における大谷・村川両家の活動状況や、その後の朝鮮人との衝突事件を踏まえて新たな知見が付け加えられている。

このように、出雲・隠岐における竹島(鬱陵島)認識は、主体的に竹島渡海を担ってきた人々(その中核は伯耆の人々)の具体的な知識に基づいてしか形成されえなかった。とすれば、「隠州視聴合紀」の記述を含め、「出雲風土記」に記された「竹島より高麗を見るは、雲州より隠州を望むがごとし、然れば則ち日本の乾地、此州をもつて限りとす」なる文言や、「隠岐古記集」(文政六年(一八二三))における「隠州の所在は、歴代史を考るに日本の乾地此国を以て限りとする也」といった認識もまた、実際に渡海していた人々の生きた知識に基づくものであったといえる。これらの記述にしたがう限り、竹島(鬱陵島)

が日本の版図外であったことは、当の渡海者を含めて山陰地方海岸部の人々に知れ渡っていたといえる。

二 元禄竹島一件における竹島(鬱陵島)認識⁽³⁾

1 日朝交渉の最前線

元禄五年(一六九二)三月、竹島(鬱陵島)に出漁した大谷・村川の船は、そこで多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの収穫をも挙げられぬままに帰港した。翌年四月にも竹島(鬱陵島)で朝鮮人漁民と競合した大谷・村川両家は、二年続けて漁にならなかつた。大谷・村川の船は、竹島(鬱陵島)に出漁していた朝鮮人のうち二人を米子に連れ帰り、鳥取藩家老に対して善処を求めた。これを受けて鳥取藩は大谷・村川両家の権益保護を江戸幕府に求めた。幕府は対馬藩に対し、竹島(鬱陵島)への朝鮮人出漁禁止を朝鮮政府に求めるよう交渉することを命じた。対馬藩と朝鮮政府との交渉は紆余曲折をたどったのち膠着状態におちいり、元禄八年十月には幼少の藩主に代わって朝鮮外交を担当した前藩主宗義真が江戸参府のうえで幕閣と協議するに到った。元禄九年正月、幕府は当初の指示とは一八〇度異なつて、日本人の竹島渡海を禁じることを命じ、この間の交渉に結論を出した。以上が元禄竹島一件の概略である。

さて、慶長十九年(一六二四)、朝鮮政府(東萊府)と対馬藩とのあいだで、朝鮮領である竹島(鬱陵島)への日本人渡航・入居は禁止であることが確認された。また元和六年(一六二〇)には、竹島(鬱陵島)に居住していた鷺坂弥左衛門親子が幕命を受けた対馬藩によって捕縛された。さらに寛永十四年(一六三

七)に村川船が竹島(鬱陵島)渡海後に朝鮮半島へ漂着した際、倭館の対馬藩士は、日本人の竹島(鬱陵島)渡海は「公義御法度」と承知していると述べた。したがって、十七世紀初頭の江戸幕府・対馬藩はいずれも、竹島(鬱陵島)は日本人の渡航・居住が禁止された朝鮮領であると確認していたこととなる。にもかかわらず、元禄六年(一六九三)の幕府は対馬藩に対し、竹島(鬱陵島)への朝鮮人出漁禁止を朝鮮政府に求めるよう対馬藩に命じた。

幕命に接した対馬藩国元家老杉村采女は、竹島と鬱陵島が同一の島か否かに引つ掛かりを覚え、釜山倭館在勤の朝鮮語通詞に事実確認を求めている。また幕命を受けて対馬藩庁で行われた家老たちの合議に際し、前藩主宗義真は、幕府が竹島に居住していた磯竹(鷲坂)弥左衛門親子の捕縛を対馬藩に命じた事例(先述の元和六年の事例)を挙げて竹島の朝鮮領である可能性について論じ、直ちに交渉に入ることは慎重な姿勢を示した。弥左右衛門親子の捕縛が対馬藩に命じられたということは、幕府は竹島を朝鮮領と考えていたからではないのか。とすれば、竹島をめぐるかつての経過について現在の幕府に再確認し、そのうえで朝鮮との交渉に入った方が良いのではないか、というのである。しかしながら、こうした慎重論は多数を占めるには到らなかった。

この問題に関わる交渉に対し、朝鮮王朝側は当初交渉を拒絶した。竹島が鬱陵島だとすれば、それは「古より朝鮮之内」だからというのである。一五三〇年に完成した朝鮮王朝の地誌『輿地勝覧(東国輿地勝覧)』に見える鬱陵島の方角・位置と、日本のいう竹島の方角・位置は一致するように思われた。これに対する対馬藩側は、竹島は「古来より日本之内」であり、それを「朝鮮之内」などとするのは問題だと恫喝したが、根拠は明確ではなかった。対馬藩国元でも『輿地勝覧』『芝峯類説』など朝鮮側文献を併せ検討してみると、どうやら鬱陵島と竹島は同一の島と思われてきた。対馬藩側は、以下のような論理を立てて交渉に臨むこととした。「壬辰の乱(秀吉の朝鮮侵略)のち朝鮮側は鬱陵島の支配を放棄し、日本が長期にわたって支配してきたのだから、鬱陵島を日本領竹島としたところで朝鮮側にも異論はあるまい。もともと他国の土地であっても長期間日本に属しておれば日本の土地である」と。朝鮮側は、竹島と鬱陵島が同一の島で朝鮮領であることは、七〇〇八〇年以前に朝鮮政府と対馬藩との間で確認済みであると指摘もしたが、結局のところ事態を穏便に済ませようとの意図から以下のような解決策を提示した。

すなわち、元禄七年(一六九四)正月、朝鮮人の竹島渡海禁止要求に対する朝鮮政府の返答が、釜山倭館滞在中の対馬藩使者多田與左衛門のもとに届けられた。その一節には「わが国の鬱陵島(弊境之鬱陵島)であっても、遠方であるがゆえに朝鮮人の自由な渡航を許しません。ましてやそれを越えることについては勿論です。今回、わが国の漁船が日本の竹島(貴界竹島)に入り込んだのを、御手数ながら送還して下さったことは、隣好の誼に基づく誠意としてたいへん喜ばしく思います」とあった。「弊境之鬱陵島」「貴界竹島」という言い方で、鬱陵島(竹島)の帰属をめぐる議論を避けながら事態の收拾をはかろうとしたのである。

ところで、朝鮮側返答書に「鬱陵島」なる字句が含まれることは、対馬藩にとってたいへん厄介であった。「弊境之鬱陵島」「貴界竹島」という書き方は、あたかも二つの異なる島があるかのごとく読めるが、その実ひとつの島であることは既に明らかであった(一島二名)。返答書のままを幕府に伝えるわけにもいくまいし、実は一つの島だということになれば、もともとは朝鮮領であったものを日本領とした経緯

を説明せざるをえない。しかしそれは同時に、そうした経緯説明に対する朝鮮側の対応次第では、事態がますます紛糾しかねない。返答書から「鬱陵島」なる字句を削除することが、次善の選択と見えた。そこで対馬藩は朝鮮政府に対し、「竹島」とだけ書いた返答書への書き替えを求める交渉を元禄七年（一六九四）五月から始めた。ふたたび使者として多田與左衛門が派遣された。しかし、この交渉も容易ではなかった。同年九月に新しい返答書がもたらされたが、竹島と鬱陵島は一島でありかつ朝鮮領である、と明記された。そして、そうした島へ「朝鮮人の渡海禁止」を求めるのは両国誠信の道に外れるとも記載された。これは、幕府に命じられた「朝鮮人の竹島渡海禁止を求めるといふ交渉の趣旨とはまるで正反対の内容であった。対馬藩側は、新しい返答書の受けとりを拒絶し、交渉担当者は釜山倭館に居座り続けたが、埒は明かなかった。事態は膠着状態に陥り、事態は解決を見ないまま、元禄八年五月になって多田の帰国が命じられた。

2 藩論の転回

膠着した事態の打開のために抜本的な方針転換が求められた。前藩王宗義真に対し、陶山庄右衛門は、これまでの交渉経過をすべて幕府へ報告して指示を仰いだ上で朝鮮側との交渉に臨むべきとする提言を行い、そうした幕府との協議を必要とする意見が藩論を動かした。陶山はまた、藩内で今後の交渉に何らかの見解・展望をもつ者の意見を文章化して提出させ、今後竹島一件の解決に資する意見を集約するよう進言した。陶山の提言は、家老杉村采女の後押しを得て藩論を動かすこととなった。陶山は、西山寺・加納幸之介・瀧六郎右衛門・平田茂左衛門を名指しして、それぞれの見解を文章化して宗義真に提出させるよう杉村采女に申し入れた。

瀧六郎右衛門は、竹島を日本領とするよう交渉を進めるべきとし、交渉の勝算はあると考えていた。また、竹島が朝鮮領となり、日本から朝鮮に返還するのはまことに口惜しいことだ、と陶山に常々話していたともいう。平田茂左衛門もまた「竹島が日本の属島だと考えるだけの証拠は私ももっている」と公言していた。その見解は、一〇ヶ条にまとめられて七月六日に家老あてに提出された（国立公文書館内閣文庫『竹嶋記事』）が、右にいう証拠とは「漂民三本之書契」（第三条・第七条）のことであった。これは、元和四年（一六二八）、寛永十四年（一六三七）、寛文六年（一六六六）の三度、日本人が竹島（鬱陵島）渡海の過程で漂流し、朝鮮半島に漂着して送還された際、朝鮮政府から対馬藩にあてた書契のことを指している。平田がこれらの書契をもとに、竹島（鬱陵島）の日本領たる由縁をどのように論じているかは具体的に分らない。ただし、同じ三つの書契をもとにして同様に論じたのは平田だけではない。元禄八年五月、交渉不調のまま帰国せざるをえなかった多田與左衛門は、帰国に際して「詰問四ヶ条」というかたちで朝鮮政府を論難した。その第二ヶ条めで多田は、これまで竹島渡海の日本人が朝鮮半島に漂着した事件が三度あり、それら漂流民の送還時に添えられた書契には「犯越犯渉」なる文言が無かったと指摘する。竹島が朝鮮領だとするならば、なぜ彼らに越境の罪を問わなかったのか、というのである。翻ってそこから、竹島は朝鮮領ではないことを論じ、むしろ日本領と読みうるのだとする立場である。これらに対して陶山は、竹島（鬱陵島）が朝鮮領であることは明白な事実だとした。「竹島の儀、日本の地を去ること百六拾四里、朝鮮の地よりは樹木・磯際まで相見え、まことに朝鮮に属し候段、地図・書籍の考へ、弁論の勞無く、相知れ申したることに御座候」（「竹島文談」という。そして陶山は、「瀧

・平田らが) 竹島を丸取りにするような見識を示すようであれば、そうした議論の相手を私がいたしましよう」とも述べる。陶山は、当時竹島一件について威勢の良い発言を繰り返していた強硬論者を、自ら論破しようと考えた。おそらくそうした議論の場が実際に藩庁に設定され、結局のところ、陶山の意見にしたがって竹島一件解決の方途が探られることとなった。元禄八年(一六九五)十月六日、宗義真は江戸に入り、十一月二十五日より幕閣との協議が始められた。

3 幕閣の判断

対馬藩側から提出された諸文書を検討した老中阿部は十二月十一日、竹島渡海について折衷案を提示する。日本人の竹島渡海はこれまで通りとし、朝鮮人の竹島渡海も認める。明確な線引きではなく曖昧模糊としたかたちで両者共存させてはどうか、とするものであった。これに対して対馬藩側は、日朝双方からの竹島渡海を認めれば密貿易の懸念があるとして否定的であった。同二十四日、老中阿部豊後守正武は鳥取藩江戸藩邸に対し、竹島に関する七点の問い合わせを行い、翌日返答がなされた(表)。この鳥取藩からの返答が、阿部の認識を変えた。とりわけ「竹島は因幡・伯耆に付属するものではない」(①)、「竹島・松島そのほか、因幡・伯耆に付属する島は存在しない」(⑦)とする明確な返答は、この後の日朝交渉の方向性を決定づけた。

宗義真に同行して江戸に到り、幕閣との協議に直接関わってきた対馬藩家老平田直右衛門は、元禄九年(一六九六)正月九日、老中阿部豊後守に呼び出され、日本人の竹島渡海禁止方針について打診を受けた。

表

元禄8年12月24日の幕府からの問い合わせ	同12月25日の鳥取藩江戸藩邸からの返答
①因幡・伯耆に付属する竹島は、いつの頃より両国に付属したのか。先祖が両国の支配を任せられる以前からのことか、それとも以後のことか。	①竹島は因幡・伯耆に付属するものではない。伯耆国米子町大屋九右衛門・村川市兵衛と申す者が渡海して漁採することを、松平新太郎が因幡伯耆を領知していたときに参書をもって仰せつけられたものと承知しています。それ以前に渡海していたとも聞いていませんが、よく分かりません。
②竹島はおおよそどれほどの大きさの島なのか。人家の有無はどうか。	②竹島は周囲がおおよそ八〜九里ほどあるとのこと。人家はありません。
③竹島への漁業はいつ頃行くのか。また定期的に行くのか、それとも不定期に行くのか。どのような漁をするのか。船は多数行くのか。	③竹島へ漁業に行く場合は、二月三月ごろに米子を出船し、毎年参ります。竹島では、鮑・みちの魚(アソカ)を捕らえます。船は大小二艘で行きます。
④三四年以前に朝鮮人が竹島で漁をしていたという。その折りに人質として二人を捕らえてきたようだ。それ以前にもそうしたことはあったのか。それとも事件前の二年だけ続けたものなのか。	④⑤四年以前の申年(元禄五年)、朝鮮人が竹島に来ていて当方の船頭が出会ったことについては、その筋に御届け申上げました。翌酉年(元禄六年)にも朝鮮人が来ており、同じく船頭が出会い、朝鮮人二人を連れて米子へ帰ってきたことについて、そのときに御届けし、二人の朝鮮人を長崎へ送り届けたこと、その元(元禄七年)は、風のため船が竹島に着岸できなかったことを御届け申上げました。今年(元禄八年)も竹島へ渡海いたしました。異国人がたくさんおりましたので着岸せずに戻り、途中の松島で鮑を少々獲りました。この点は御届け申上げます。
⑤ここ一周年は竹島へは行っていないのか。	⑤申年(元禄五年)に朝鮮人が来ていたときには、船一艘のうち六艘が難風にあい、残る五艘は竹島に留り、人数五三人が居りました。酉年(元禄六年)は船三艘で四人が来ていました。今年(元禄八年)は船数も多く人も多く見えました。着岸してありませんのではつきりとは分かりません。
⑥先ごろ竹島へ行ったときの船数はどれほどか、また人数はどれほどか。	⑥申年(元禄五年)に朝鮮人が来ていたときには、船一艘のうち六艘が難風にあい、残る五艘は竹島に留り、人数五三人が居りました。酉年(元禄六年)は船三艘で四人が来ていました。今年(元禄八年)は船数も多く人も多く見えました。着岸してありませんのではつきりとは分かりません。
⑦竹島のほかに因幡・伯耆に付属する島はあるか。その島へ漁業や伐木のために因幡・伯耆の者が行くのか。	⑦竹島・松島そのほか、因幡・伯耆に付属する島は存在しません。

阿部は以下のように述べる。阿部が年末に鳥取藩江戸藩邸に問い合わせたところ、竹島は因幡・伯耆に付属する島というわけでもなく、藩領民がそこへ渡海して漁を続けてきたというに過ぎない。もともと朝鮮領であったものを日本領にしたというわけでもなく、日本人が住んでいるわけでもない。また竹島までの距離は、伯耆から一六〇里程なのに対し、朝鮮からは四〇里程である。とすれば、竹島というのは「朝鮮国之鬱陵島」のことでもあろうか。今回の一件は、こちらから敢えて問題としない方が良いのではないか。ねじれた関係が解けずに凝り固まって、これまで継続してきた友好関係が断絶するのにも良くなかろう。本来は筋の通らないことがらを、御威光や武威でもって相手をねじ伏せるようなやり方でこちらの意向を通そうというのにも不要なことである、と。そして、当初朝鮮人の竹島渡海禁止を求めた交渉をするよう命じておきながら、今回、まるで逆に日本人の竹島渡海を命じるようになったとしても、阿部は構わない、という。この一件が重苦しくなるくらいなら、当初の意向と違った結果となっても、軽く解決する方がましだということである。

阿部は、以上のような基本姿勢で、対馬藩に以下のような交渉案を提示する。(i)この問題については、日本側からこれ以上問題とはしない、(ii)朝鮮から幕府に宛てた返答書中にある「鬱陵島」の文字を削除する要求を撤回する。(iii)日本人の竹島渡海を禁止する幕令を、対馬藩を介して朝鮮側へ伝える。

老中見解を江戸藩邸に持ち帰った平田は、翌々日に阿部のもとを訪れた。老中提案は「今少しよろしいやり方もありそうなものだが」、しかし、対馬藩としても、軽く解決したいとの意向に従うという。幕府命令が当初と今回とでまるで逆だから、対馬藩が朝鮮側へ申し入れた内容も異なってしまうけれど、あえてそこを「まげて」みようという。

正月二十六日、幕閣は松江藩主にも領民の竹島渡海について問いただし(先に引用した「磯竹島覚書」、隠岐・出雲の者は竹島(鬱陵島)渡海に積極的な関わりをもたないことを確認する。こうして、因幡・伯耆の領民の動向さえ把握できればことは解決することを改めて確認した上で、同二十八日、竹島渡海禁令が鳥取藩主あてに示された。

先年、松平新太郎(池田光政)が因幡・伯耆を領知していたときに幕府に伺いを立て、伯耆国米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉が竹島に渡海をし、その後現在に至るまでも漁をしてきたが、これから竹島へ渡海することは禁止するとの將軍の仰せであるから、そのように心得なさい。

右の竹島渡海禁令は、鳥取藩の関係者にのみ報されたものであり、全国法令ではなかった。現実に渡海を行ってきた鳥取藩領民(そのなかでも伯耆の人々)に対する規制さえなされれば、渡海禁止の実があるかと判断されたからでもある。こうした点から翻って考えてみても、十七世紀の竹島(鬱陵島)は、日本人一般が渡航できるような日本領と認識されたことはなかった事実が浮かび上がってくる。

三 十九世紀における竹島(鬱陵島)認識

1 竹島渡海禁令の流布⁽⁴⁾

天保七年(一八三六)に発覚した浜田藩会津屋八右衛門一件は、浜田藩の黙認のもと八右衛門が竹島(鬱陵島)渡海を試み、「異国の属島へ渡海し、立木等を伐採し、持帰り候始末」が不届きとして死罪とされ

た事件である。天保四年に竹島渡海を果した彼は、朝鮮人参でもあろうかと思われる草一五〇六株を掘取り、樺・桑・杉・桜など思い思いの木材をあわせて四〇五〇本伐採してきたという。八右衛門は浜田藩に対し、竹島(鬱陵島)には良材があり、魚類も多く、これらを産業化すれば藩庫の補助ともなろうと提案する。またその口上書によれば、彼以外にも竹島渡海を構想するものがあり、しかも阿波の人であった。恐らく、大坂と北国を結ぶ廻船が活発に行き来するうちに、瀬戸内海域の人々で山陰地方の沖合に竹島の姿を遠望するものも増えたに違いない。したがって、会津屋八右衛門一件を契機に出された竹島渡海禁令は、全国法令として各地に周知徹底された。

ところで、天保竹島渡海禁令は、竹島について「元禄のとき、朝鮮国へ御渡しになって以来、渡海御停止が命じられた場所である」と記す。これは、元禄竹島一件に決着を付けた老中阿部豊後守の「竹島は」もともと取った島というわけではない以上は、これを返すと言えた筋でもないだろう」とはまるで正反對の物言いである。「朝鮮へ渡した島」との物言いは、かつては日本のものだったということを含意することとなる。ここには阿部の判断がきちんとは受け継がれていない。

そして、「朝鮮国へ御渡しになった」なる文言が、全国法令として流布されたことは注目に値する。こうした誤解が人々のなかに常識として浸透して行く契機となつたからである。たとえば、桂小五郎(木戸孝允)・村田蔵六(大村益次郎)連名で書かれた「竹島開拓建言書草案」中にある「竹島の義は、朝鮮へ御渡し相成り申候説も御座候」とする部分は、右の天保竹島渡海禁令の一節と通じている。

さて、右の幕末期長州志士たちによる竹島開拓議論について、(岸本 覚 一九九八)によりながら検討してみたい。岸本は、A安政五年(一八五八)二月十九日桂小五郎あて吉田松陰書簡、B同年二月二十八

日付久坂玄瑞あて同前、C同年六月二十八日付久坂玄瑞あて同前、D同年七月十一日付桂小五郎あて同前、E桂小五郎・村田蔵六連名による「竹島開拓建言書草案」の五つの史料を掲げつつ、以下の諸点を指摘する。

吉田松陰にあつて竹島(鬱陵島)問題がはじめて問題とされたのはAにおいてであり、竹島開墾論の発案者は長州支藩長府藩の医師興善昌蔵だという。松陰は安政五年二月十九日に「遠略の下手は吾が藩よりは朝鮮・満州に臨むに若くはなし。朝鮮・満州に臨まんとすれば竹島は第一の足溜なり」(A)と記す。それから九日の中には竹島開墾論を幕府へ上書することが提案されている(B)。同年六月・七月には、竹島開墾論にとつて障害となる事実が判明する。竹島(鬱陵島)がイギリスの領有となつたとする情報(C)と、「竹島の論、元禄度朝鮮御引渡しの事に付き、六ヶ敷(むつかしく)もあらん」(D)とする元禄竹島一件にかかわる情報の入手である。むしろいずれの情報も不正確なものであり、「朝鮮御引渡し」とする物言いは天保竹島渡海禁令の影響を受けている。松陰はいずれの障害にもかかわらず竹島開墾論を進める意図に変わりなく、そうした論の集大成がEだったという。Eは老中久世広周あてに提出されたものの、建白者が藩主ではないとして返却され、日の目を見ることはなかったという。

吉田松陰が富国強兵策の延長線上に竹島開墾論を構想した点は、松浦武四郎「多氣甚麼雜誌」(一八五四年)・同「竹島雜誌」(一八七一年)とも共通するという。松浦武四郎・吉田松陰・桂小五郎・村田蔵六の人的関係の親密さも併せ、開国後における「志士」の横断的結合のなかから、こうした竹島開墾論が紡ぎ出された点に、岸本は注意を喚起している。

ところで、吉田松陰・松浦武四郎ほどではないにしても、開国期以降の時期に竹島(鬱陵島)に新天地

を見出そうとする動きは少なくなかった。五島列島のキリシタンのなかには「聞けば朝鮮近海の竹島は、何の国にも属せぬ離れ島で、(中略)是こそ屈強の隠所だ。先づ之が探検に出掛け様ぢやないか」とする者があった。しかしこうした動向は、近世における竹島渡海禁令によって否定された。明治十五年(一八八二)十月に竹島(鬱陵島)での樹木伐採・近海出漁の認可を求めた山口県下の藤津正憲は、「旧藩制中」には鬱陵島渡航を胸に抱きながらも実行に移せなかったが、一八八〇年から渡航を実現したことを述べるから、「旧藩制中」には人々のあいだにも竹島渡海禁令が生きていた。明治十年一月七日、島根県士族戸田敬義によって出された「竹島渡海之願」が同年六月八日付で却下されたのも、竹島渡海禁令が生きていたからである。

2 明治十四(一八八一)十六年(一八八二)の竹島(鬱陵島)

明治十四年(一八八一)六月、朝鮮政府の派遣した捜討使は、鬱陵島に多くの日本人が入り込み森林の伐採等を行っていることに気づき、朝鮮政府は日本政府に対して抗議し渡航禁止を求めた。これに対し外務省側は取りあえずの返答をなすとともに、実否の究明をしたところ、事実の確認がとれた。そこで井上馨外務卿は同年十一月、「爾後左様の儀これなき様申禁に及び置い」た旨を朝鮮政府に伝えるよう、京城公使館事務代理(外務二等属副田節)あてに伝達している(外務省外交史料館「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件」一、以下「犯禁渡航処分一件」一などと略す)。

ところで、右の実否の究明とは、まず第一に竹島(鬱陵島)の帰属を確認することであつた。この点に關する取調べを命じられた北澤正誠は、明治十四年八月二十日付で「竹島版図所属考」を提出し、その

冒頭に「竹島一名ハ磯竹島、又松島ト称ス、韓名ハ鬱陵島又芋陵島ト称スル者此ナリ」とした。そして古今様々な文献を渉猟しつつ、近くは明治十三年軍艦天城による現地測量をも踏まえ、「今日ノ松島ハ即チ元禄十二年称スル所ノ竹島ニシテ、古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」と結論づけた。井上外務卿はこの報告を踏まえ、既に同年十月七日付で太政大臣三条実美あてに、日本人の竹島(鬱陵島)渡航禁止を布告すべきことを上申している。それは「速ニ彼之猜疑ヲ消スルハ、今日朝鮮ニ対スル我交際方略上必要之手續」と考えたからであつた。

井上は右の上申時に「竹島一名松嶋ト称スル孤島ハ朝鮮国之属島ニシテ、江原・慶尚二道二界シ、蔚陵島ト称スルモノニ付、妄ニ渡航・伐木・漁獵等致間敷」とする布告案を添付していたが、一年経つても布告は出されなかつた。翌十五年十二月十六日付で井上は三条に対し、「今後尚渡航者有之候テハ彼政府へ対シ交際上不都合ノミナラス、我政府ノ禁令人民ニ及ハサルヲ示スノ嫌ナキ能ハス」と竹島(鬱陵島)渡航禁止令発布の必要性を再度強調した。これを受けて明治十六年三月、以下のような内容が各地方長官あてに達せられることとなつた。

北緯三十七度三十分、東経百三十度四十九分二位置スル、日本称松島「一名竹島」朝鮮称蔚陵島ノ儀ハ、従前彼我政府議定ノ儀モ有之、日本人民妄ニ渡航上陸不相成候条、心得違ノ者無之様、各地方長官ニ於テ諭達可致旨、其省ヨリ可相達、此旨及内達候也

明治十六年三月一日

太政大臣三条実美

内務卿山田顕義殿

右と同時に、右内容に違反する行為をなした者は日韓貿易規則第九則^⑤および日本刑法法によって処分す

べきことが、三条実美から司法卿大木喬任あてに内達されている。

さて、二通の内達のうち、内務卿あてのものは当初井上が提案した布告案とは字句や発布手順に違いがあり、とりわけ当初案で「竹島：ハ朝鮮国之属島ニシテ」とする部分が欠落したことは島の帰属表現として後退したようにも見える。また、こうした禁令が前年(明治十五年)に生じた壬午軍乱と無関係であることを示すためにも「該島ニ付朝鮮政府トノ議定セシ年月ヲ挿入致置、従来朝鮮国ニ属シ、特ニ今日ニ定ムルモノニ非ラザルヲ引証」するよう上申していたが(明治十五年十二月十六日付、三条実美あて井上上申)、実際には「議定セシ年月」は記載されなかった。こうした点からすれば、外務省と太政官とでは、この問題への対応に温度差があったことがうかがえる。が、とりあえず明治十六年には、これら内務卿・司法卿あての二通の内達があわさって、竹島(鬱陵島)への日本人渡航禁止が確認された。そして同年、鬱陵島在留日本人の引き揚げが実行に移された。

ところで、朝鮮政府からの抗議を受けて日本政府としての対応が協議されていたさなか、明治十四年十一月十四日付で島根県令から内務卿・農商務卿あてに「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」が提出された。島根県としては、既に明治九年に「日本海内竹嶋外一島地籍編纂方伺」を提出し、翌十年三月二十九日付で「竹島外一島ノ義、本邦関係無之」との指令が出された。ところが最近になって石見国那賀郡の者たちから松島開墾願書が提出されてきた。出願者たちは、明治十四年八月、木材伐採のために東京・大倉組社員が竹島(鬱陵島)へ海軍省所属の船で渡航した際、石見浜田から同行した経験をもつという。そこで、島根県令としては、明治十年の指令後に政府内で再度議論がなされて見解が変わり、「本邦版図内」に変更となったのか否かについて確認を求めたのである。明治十六年三月付の二通の内達は、この件に

対する回答でもあった。

3 「朝鮮国へ御渡しになった島」の復権

明治十六年(一八八三)に日本人の総引揚げがなされたのちも、日本各地から無断で竹島(鬱陵島)へ渡航する者が跡を絶たなかった(堀和生)。その後、一八九六年(明治二十九)、朝鮮政府はロシアとの間に鬱陵島の木材伐採権を取得させる約定書を結び、在日ロシア公使は日本人の鬱陵島における木材伐採行為の取締りを要請した。これを受けて明治三十二年八月三十日、外務大臣は島根・鳥取両県に対し、本邦人が「鬱陵島ニ於テ樹木盗伐」する行為を取締るよう令達した。地元紙「山陰新聞」はそうした令達の不当性を訴え、鬱陵島における日本人の利益保護を主張した(内藤正中)。それら保護されるべき「利益」とは、実は近代に入ってからからの不当行為の積み重ねにもとづく「既得権」にほかならないと内藤は指摘する。内藤の引用する「山陰新聞」明治三十二年八月三十日付社説中には、「元来此島は日本と密接な関係を有し、旧幕時代より日本人は自由に該島に渡航して其木材を採伐し来り：交渉の結果、遂に朝鮮領なりとの空言を発したるは維新前のことなり」とする一節がある(内藤正中、第四章の注(60))。史実を踏まえないこうした「歴史意識」が「既得権」確保の動きを助長した。こうした論調が、明治初年に竹島(鬱陵島)渡航者を輩出した山陰地域の地元紙に現れるのは不思議なことではない。そこが権益の直接的享受にあずかる最先端であったからであり、中央政府の意向とは少なからぬズレが見いだせる。

ところで、この同じ明治三十二年の憲政党党報(十月二十日号)の雑纂記事中に「昔の属島今は此の如し」と題する記事が見いだせる。竹島(鬱陵島)は「往昔日本の領有と見做されたるもの」なのに、「明

治廿九年中、露国が韓廷に迫りて訂結せしめたる密約」によつて、ロシアが竹島（鬱陵島）で木材伐採権を確保していることを糾弾する。

興味深いのは、大阪毎日新聞の記事「鬱陵島の昔話」を引用しつつ説明する竹島（鬱陵島）の来歴は、その多くを先述した吉田松陰の竹島開拓論議に依拠している事実である。たとえばまず、竹島とは「竹島・杉（松）島・大坂島の総称」のことであると説明は、先述したD安政五年七月十一日付桂小五郎あて吉田松陰書簡の別紙にある記述と同じである。また、「北海通いの船舶は、暴風激浪を避けんがため往々ここに寄航することあり、また当時の万国地図においても、これをタケイプラドと記して日本の属島と見做せし程なり」を含めて、E桂小五郎・村田蔵六連名による「竹島開拓建言書草案」中の文言に一致するものが多い。さらに、竹島開拓を始めに提言したのが興善昌蔵であることや、その提言を受けて松陰が「他日遠略の第一着手は長州より朝鮮より満州に臨むにありて、竹島は実にその海上の一枢要地なればなり」とするのは、A安政五年（一八五八）二月十九日桂小五郎あて吉田松陰書簡の記述を踏まえている。

開国後の「志士」たちが横断的に結合しながら紡ぎ出した竹島開墾論は、維新後の中央政府によつて否定された。それは、外務官僚による史的究明の結果、竹島（鬱陵島）は「古来我版図外ノ地」（北澤正誠「竹島版図所屬考」）であることが明らかだったからである。「志士」たちは「たとい元禄年中朝鮮に讓渡したる事蹟」（Eおよび憲政党党報）があつても、自分たちが開拓しても良いのだとすることを論じたが、維新後に提出された竹島開拓願書は尽く却下されてきた。にもかかわらず、明治三十二年には、そうした吉田松陰等の竹島開拓論議が再び注目されるに到った。しかも、竹島（鬱陵島）と直接関わる地域においてではなく、中央政界でこうした議論が喚起された事実は注目されても良い。「その島はもともとは日本のものであつた」とする世論を後押しする役割を果たすからである。

おわりに

竹島（鬱陵島）および周辺海域の資源をめぐる紛争に絞つてみるかぎり、中央政府レベルでは、問題解決に際しては、日朝間における友好関係維持を優先させることに判断基準が置かれた。それは十七世紀末から十九世紀末までそのようであつた。元禄竹島一件に際して老中阿部正武が述べた「この儀むすほられ、年来の通交が絶え候ても如何に候（ねじれた関係が解けず凝り固まって、これまで継続してきた友好関係が断絶するのにも良くなかろう）」とする発言から、「すみやかに彼の猜疑を消すのは今日朝鮮に対する我が交際方略上必要の手續」「今後なお渡航者があつたのでは彼の政府へ対して交際上不都合」とした外務卿井上馨の発言等に到るまでをみても了解されよう。直接に渡航を繰り返して權益を確保してきた人々は、渡航の事実をもつて自らの「既得権」を正当化しようとしたが、中央政府レベルにおける大枠としての友好関係維持の意志によつて棄却され続けてきた。

中央政府が、地域から主張される「既得権」をそのまま追認することは、それまでの「枠組み」を維持せんとする意志の放棄と同値である。憲政党党報の記事は、中央政府の見解ではないが、中央政界にも「枠組み」とは異なる主張が現れたという点で、ひとつの時期を画するものとなる。近世以来の日朝関係を律してきた「枠組み」は、既に内側から蝕まれつつあつたかもしれないが、十九世紀末〜二十世紀初めには放棄の憂き目に際会していた。

注

- (1) この項の記述は、とくに注記しない限り(池内 敏 一九九九)による。
- (2) 「竹島渡海免許」は年寄(老中)連署奉書の形式で発給された文書であり、そこに月日記載はあるが年号記載がない。そのため発給年を誤認させる余地が生じた。なお、「竹島渡海免許」は、鳥取藩政史料中には原本が現存せず、写本でしか伝来しない。それは、元禄九年正月、「竹島渡海免許」の内容を否定する「竹島渡海禁令」が老中連署奉書で発給されるに際し、以前の奉書が残っていたは紛らわしいので「竹島渡海免許」を幕府が没収することにしたからである(国立公文書館内閣文庫「磯竹島覚書」)。
- (3) この項の記述は、とくに注記しない限り(池内 敏 二〇〇一a)による。
- (4) この項の記述は、とくに注記しない限り(池内 敏 二〇〇一b)による。
- (5) 当該内達に付された別紙によれば、日韓貿易規則第九則とは以下の通り。
日本国船隻若シ通商ヲ許サ、ル朝鮮国ノ港口ニ到リ私ニ買商ヲ為スヲ該地方官見届タル時ハ、最寄管理官へ引渡スヘシ、管理官ハ其所得ノ錢物一切ヲ取上ケテ朝鮮国官庁ニ交付スヘシ
- (6) この松島は竹島(鬱陵島)のことを指す。
- (7) 名古屋大学大学院生中元崇智君の教示による。

参考史資料

- 『統々群書類従』第九 国書刊行会
- 「竹島考」 岡嶋正義 写本 鳥取県立博物館
- 「磯竹島覚書」 国立公文書館内閣文庫
- 「隠岐国風土記」 西尾市岩瀬文庫
- 「隠岐古記集」 隠岐郷土研究会編『隠岐島史料』近世編下

「竹島記事」

国立公文書館内閣文庫

「竹島文談」

『日本経済叢書』十三卷

参考文献

- 池内 敏「竹島渡海と鳥取藩」 『鳥取地域史研究』一 一九九九
- 〃 「竹島一件の再検討」 『名古屋大学文学部研究論集』史学四七 二〇〇一a
- 〃 「一七七一―一九世紀鬱陵島海域における生業と交流」 『歴史学研究』七五六 二〇〇一b
- 〃 「近代竹島の歴史学的研究序説―『隠州視聴台紀』の解釈をめぐって―」 『青丘学術論集』二五 二〇〇五
- 岸本 覚「幕末海防論と「境界」意識」 『江戸の思想』九 ペリかん社 一九九八
- 内藤正中「竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史」 多賀出版 二〇〇〇
- 堀 和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」 『朝鮮史研究会論文集』二四 一九八七

〈 監 修 〉

こばやし しょうじ
小林 昌二

1942年生まれ
新潟大学大学院現代社会文化研究科教授

〈 編 者 〉

はせがわ せいいち
長谷川 成一

1949年生まれ
弘前大学人文学部・大学院地域社会研究科教授

せんだ よしひろ
千田 嘉博

1963年生まれ
奈良大学文学部文化財学科助教授

日本海域歴史大系 全五巻
第四巻 近世篇 I

2005年9月25日発行

監 修 小 林 昌 二

編 者 長谷川成一・千田嘉博

発行者 前 田 博 雄

発行所 清文堂出版株式会社

〒542-0082 大阪市中央区島之内2-8-5

電話06-6211-6265 FAX06-6211-6492

振替00950-6-6238

印刷：大村印刷 製本：免手製本

ISBN4-7924-0584-X C1321